

「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」の改正について

1 改正の必要性

✓ 以下の法律が成立・公布された。

成立・公布日	法律名
平成27年9月3日成立、 同月9日公布	個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成27年法律第65号。以下「個人情報保護法等改正法」という。)
平成28年5月20日成立、 同月27日公布	行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律(平成28年法律第51号。以下「行政機関個人情報保護法等改正法」という。)

✓ マイナンバーガイドライン事業者編^(※1)及び別冊金融業務^(※2)並びにマイナンバーガイドライン行政機関等・地方公共団体等編^(※3)について、各改正法に対応するための改正が必要

(※1) 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)

(※2) (別冊)金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン

(※3) 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)

✓ 必要な改正は以下のとおり

(1)個人情報保護法等改正法第2条による個人情報保護法^(※4)の改正及び個人情報保護法等改正法第5条による番号法^(※5)の改正に対応するための改正

➤ マイナンバーガイドライン行政機関等・地方公共団体等編については、上記に加え、行政機関個人情報保護法等改正法第1条による行政機関個人情報保護法^(※6)の改正及び行政機関個人情報保護法等改正法第2条による独立行政法人等個人情報保護法^(※7)の改正に対応するための改正

(※4) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)

(※5) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)

(※6) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)

(※7) 独立行政法人等が保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)

(2)個人情報保護法等改正法第6条による番号法の改正に対応するための改正

2 主な改正の内容

(1)個人情報保護法等改正法第2条及び第5条関係、行政機関個人情報保護法等改正法第1条及び第2条関係に対応するための改正

○共通項目（マイナンバーガイドライン事業者編、同行政機関等・地方公共団体等編）

- ✓ 個人情報の定義の明確化、「個人番号」が個人識別符号に該当する旨の追記
- ✓ マイナンバーガイドラインQ&A（※8）にあった内容を別添安全管理措置（※9）に明記（※10）
 - ①中小規模事業者該当するかの判断で用いる「従業員」の定義（※11）
 - ②復元不可能な程度に細断可能なシュレッダーの利用

（※8）「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」及び「（別冊）金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に関するQ&A

（※9）（別添）特定個人情報に関する安全管理措置

（※10）外部からの問合せや誤解等が多かったことによる措置

（※11）当該項目は、マイナンバーガイドライン事業者編のみ

○マイナンバーガイドライン事業者編

- ✓ 「個人情報取扱事業者でない個人番号取扱事業者」（※12）に関する記述を全面的に削除

（※12）個人情報保護法は、いわゆる「5,000件要件」を満たさない事業者（個人情報保護法第2条第3項第5号）を「個人情報取扱事業者」から除外して同法の適用対象を限定しているのに対し、番号法では個人情報取扱事業者から除外された事業者（個人情報取扱事業者でない個人番号取扱事業者）に対しても、個人情報保護法に準じた規定を設けている。

個人情報保護法等改正法第2条の全面施行後は、個人情報データベース等を事業の用に供している全ての事業者が「個人情報取扱事業者」となるため、上記番号法における個人情報保護法に準じた規定が不要となるものである。

- ✓ 個人情報保護法が適用される部分について、個人情報保護法等改正法第2条の全面施行後は「個人情報保護委員会が定める個人情報保護法ガイドライン等」の遵守を前提とする旨の修正（※13）

（※13）現行は、「主務大臣が定める主務大臣のガイドライン等」の遵守を前提

- ✓ 利用目的の変更に関する要件（改正前：「相当の関連性」⇒改正後：「関連性」）の修正
- ✓ 個人データの消去に関する努力義務の追記
- ✓ 別添安全管理措置における「中小規模事業者」から除外される事業者についての形式的な修正

改正案(抜粋)	現行(抜粋)
<ul style="list-style-type: none"> ・金融分野(個人情報保護委員会・金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野)の事業者 ・その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の合計が過去6月以内のいずれかの日において5,000を超える事業者 	<ul style="list-style-type: none"> ・金融分野(金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野)の事業者 ・個人情報取扱事業者

○別冊金融業務

- ✓ 個人情報保護法が適用される部分について、個人情報保護法等改正法第2条の全面施行後は「個人情報保護委員会・金融庁作成の『金融分野における個人情報保護に関するガイドライン等』」の遵守を前提とする旨の明確化（※14、15）

（※14）安全管理措置の具体的な内容についても、「個人情報保護委員会・金融庁作成の『金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針』」の遵守を前提としている。

（※15）その他、マイナンバーガイドライン事業者編と同様の改正

(2)個人情報保護法等改正法第6条関係に対応するための改正

○共通項目（マイナンバーガイドライン事業者編、同行政機関等・地方公共団体等編）

- ✓ 改正後の番号法第19条第8号に基づく情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携（条例事務関係情報提供等事務）に関する規定に対応する修正
 - ①用語の定義に「条例事務関係情報照会者」及び「条例事務関係情報提供者」を追記
 - ②特定個人情報を提供できる場合として、条例事務関係情報提供等事務に係る事項を追記
 - ③健康保険組合等に係る条例事務関係情報提供等事務に係る事項を追記（※16）
 - ④情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供に条例事務関係情報提供等事務に係る事項を追記（※17）

（※16）当該項目は、マイナンバーガイドライン事業者編のみ

（※17）当該項目は、マイナンバーガイドライン行政機関等・地方公共団体等編のみ

3 施行日

- ✓ 各改正法の施行日は以下のとおり

(1)個人情報保護法等改正法第2条及び第5条関係、同法第6条関係

⇒平成29年5月30日

(2)行政機関個人情報保護法等改正法第1条及び第2条

⇒上記(1)と同時期に施行予定

- ✓ マイナンバーガイドライン事業者編及び別冊金融業務は、上記(1)の施行日（平成29年5月30日）から、マイナンバーガイドライン行政機関等・地方公共団体等編は、上記(2)の施行日から施行

4 その他

- ✓ マイナンバーガイドライン事業者編及び別冊金融業務編の改正に伴い、マイナンバーガイドラインQ & Aの整理を行う。